

令和2年第6回太良町議会（定例会第4回）会議録（第3日）						
招集年月日	令和2年12月4日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和2年12月9日	9時30分	議長	坂口久信	
	散会	令和2年12月9日	11時12分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	10番	川下武則	11番	久保繁幸	1番	山口一生
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今田徹		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長 副町長 教育長 総務課長 財政課長 企画商工課長 町民福祉課長 健康増進課長	永淵孝幸 每原哲也 松尾雅晴 田中照海 西村正史 西村芳幸 津岡徳康 野田初美	環境水道課長 農林水産課長 税務課長 会計管理者 学校教育課長 社会教育課長 太良病院事務長	浦川豊喜 川島安人 安西勉 山崎浩二 中川博文 萩原昭彦 井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年12月9日（水）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

令和2年太良町議会12月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
5	6番 竹下 泰信	<p>1. 押印手続きの見直しについて</p> <p>新聞報道によると、政府は7月、規制改革推進会議の答申を受けて押印見直しを促す通知を出した。9月には行政改革担当相が全府省にはんこ使用の原則禁止を要請したことで、自治体の動きが加速していることが報道された。また、内閣府、規制改革推進会議及び四経済団体は、「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識を、時代の要請に即した行政手続きになるよう速やかに再構築すべきだ、としている。</p> <p>佐賀県でも改めて見直す方針とし、県内の一部の自治体でも原則廃止の方向性を打ち出している。</p> <p>このようなことから、本町としてはんこ使用について、どのように取り組んでいくのか、以下のとおり質問する。</p> <p>(1) 本町で取り組んでいる申請、届出等のはんこの使用状況は、どのようになっているのか。</p> <p>(2) 電子署名等の電子認証の活用への取り組みは、どのように推進しているのか。</p> <p>(3) 本町として、今後はんこ使用についてどう取り組むか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
5	6番 竹下 泰信	<p>2. 職員の倫理、服務規程の遵守について</p> <p>去る11月16日、虚偽有印公文書作成・同行使の疑いで建設課長が逮捕された。寝耳に水の話でたいへん驚き、目と耳を疑う信じられない状況であった。このことについて、本町民の皆さんも高い関心を持ち、真実が明かにされることを期待しているので、以下のとおり質問する。</p> <p>(1) 佐賀県警の事情聴取が始まった7月下旬からの経過について。</p> <p>(2) 随意契約と入札の違いの規定はどうなっているのか。</p> <p>(3) これまで職員の倫理規定、服務規程の遵守について、どのように周知徹底されていたのか。</p>	町 長
6	3番 松崎 近	<p>1. タララボについて</p> <p>9月にタララボについて質問したが、あと2ヶ月で3年目の決算を迎えるにあたり、現在どのような状況になっているか、以下について問う。</p> <p>(1) 当初の開業から今までの投資状況及び無償貸与や補助した電気代等はどうなっているのか。</p> <p>(2) 9月の回答では、スタッフも揃ったので応援するとのことだったが、具体的に何をしたのか。</p> <p>(3) 決算書上では販売促進費が設備投資に使われていないか。</p> <p>(4) 現状稼働しているように見えないが、今後どのような改善策を指導するのか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
6	3番 松崎 近	<p>2. 虚偽有印公文書事件について 現役の課長逮捕となった今回の事件について問う。</p> <p>(1) 現状随意契約は何件あるのか。今後どのようにしていくのか。</p> <p>(2) 樹木伐採の随意契約書の写し及びその他関連資料等はどうなっているか。</p> <p>(3) 今後、役職定年制の導入も検討するべきではないか。</p> <p>(4) 随意契約を行う場合の規定はどうなっているのか。</p>	町 長

---

午前 9 時 30 分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第 1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第 1. 一般質問に入ります。

12月 8 日、本会議 2 日目に引き続き一般質問を行います。

5 番通告者、竹下君、質問を許可します。

○6 番（竹下泰信君）

議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従いまして質問をいたします。

今回は 2 点について質問をいたします。

1 点目が押印手続の見直しについて、2 点目が職員の倫理、服務規程の遵守について、以上 2 点について質問いたします。

まず最初に、押印手続の見直しについて質問いたします。

新聞報道によりますと、政府は 7 月、規制改革推進会議の答申を受けて、行政手続のオンライン化を促進するため、押印見直しを促す通知を自治体に出しています。その後、9 月に

は行政改革担当大臣、河野太郎大臣ですけれども、河野太郎大臣が全府省に判こ使用の原則禁止を要請したことで自治体の動きが加速していることが報道されたところです。また、内閣府と規制改革推進会議及び4経済団体は、現在行っている書面、押印、対面を原則とした制度、慣行、意識を時代の要請に即した行政手続になるよう速やかに再構築すべきだとして共同宣言が出されています。

佐賀県においても、押印手続を改めて見直す方針とし、県内の自治体でも原則廃止の方向性を打ち出しているところもあります。

このようなことから、本町として判こ使用の原則禁止にどのように取り組んでいくのか、次のとおり質問いたします。

1点目が、本町で取り組まれている申請、届出等の判この使用状況はどのようになっているのか。

2点目が、電子署名等の電子認証の活用への取組はどのように推進されているのか。

3点目が、本町として今後判この使用原則禁止についてどのように取り組むのか。

以上、3点について質問をいたします。

#### ○町長（永淵孝幸君）

竹下議員の1点目、押印手続の見直しについてお答えします。

1番目の本町で取り組んでいる申請、届出などの判こ使用状況についてであります。行政手続に必要な押印は規定する規則や要綱に基づき、窓口業務や一部を除き押印する事務処理を行っております。

2番目の電子署名、電子認証活用の取組についてであります。電子認証が必要な業務はインターネットを利用したオンライン申請業務が主体となるものですが、現在のところ太良町で実用的に運用しているものは各家庭からオンラインで行う確定申告のみです。今後の取組であります。電子申請関連業務は国、県、民間などの電子申請関連の社会基盤の整備状況と歩調を合わせていくことになると思います。

3番目の今後の判こ使用についてであります。本町では押印廃止の具体的な方向づけはできておりません。国において、行政手続での押印見直しを既に完了している福岡市の事例を参考に、自治体向けのマニュアルを作成し、配布するとのことですので、その折に町民負担の軽減と行政サービスの利便性向上に向け、まずは押印を廃止できる行政文書の洗い出しから始め、押印廃止に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○6番（竹下泰信君）

本町としても押印廃止に向けた取組については進めていきたいとのことですが、佐賀県においては1998年から2001年頃にかけて県民からの申請あるいは届出などの押印については見直しを行っておりまして、今回さらに見直すということにしているそうです。

これまで本町において押印の見直しが行われたのか伺いたいと思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

時期は不明でございますけれども、窓口業務の申請におきましては自署していただいて、本人確認ができれば押印不要で受付を行っている状況であります。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

現在、町長名などの招集文書等で公印を省略している文書等はあるのか伺いたいと思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

文書の内容にもよりますけれども、一般的に簡易な連絡文書等には公印省略の記載をして発送する事例もございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

事務連絡あたりの文書もありますけれども、こういう内部の取扱いの文書については押印を行っていないという理解でよろしいんですかね。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

お見込みのとおりであります。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

公文書の押印については、公文規程とか公印規程というのがありますけれども、この規程に載ってる文書につきましては全て押印をしているということで、逆に言えばですね、そういう理解でよろしいんですかね。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

規程で決めてございますので、押印をしてございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

今回の押印手続の見直しについて県や上部組織からの通達や要請など、そういう連絡は来ているのかどうか伺いたいと思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

直接には連絡は来てございません。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

新聞報道によると、各自治体に連絡をしたということですがけれども、まだ本町には届いていないということでもよろしいんですかね。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

通知文として国の通知のコピーは当然届いておりますけれども、通達、要請等々の連絡は来ていないという回答であります。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

その通知と申しますと、その内容についての通知は来てるということで理解していいんですかね。通知とはどういう内容なのかお尋ねしたいと思います。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

議員御承知のとおり、国の方針等々の通知でございます。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

その通知について各課への周知についてはどういう対応を行っておられるのかお尋ねしたいと思います。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

各課へ直接通知が来た分については各課で取扱い、守備範囲的なものがございますので、総務課に来た場合は庁内にLANを通じて回覧をいたしてございます。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

今回、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、電子署名の活用を促進するということにもなっております。本町におきましては、確定申告あたりがこの業務になるということですがけれども、この確定業務について今回何件ぐらいあったのか、確定申告されたのかお尋ねしたいというふうに思います。

**○税務課長（安西 勉君）**

お答えいたします。

武雄税務署への所得税の申告件数は太良町全体で2,018件で、そのうち本人が電子申告をされた件数は31件であります。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

2,018件ありまして、31件がオンライン報告ということですが、割合的にはちょっと低いかなというような気がしますけれども、この31件になった低い原因はどのようにして分析されておられるのかお尋ねしたいと思います。

**○税務課長（安西 勉君）**

お答えいたします。

申告につきましては、役場で受け付ける分と各税理士に相談されてされる分がございます。そのうち税理士等を通じて申告される分が546件、それと役場で申告受付をして確定申告をされた分が1,095件あります。これにつきましては、町から紙で税務署へ報告するのではなく電子のほうで申告書を送付しております。全体として約75%ほどがこういう状況で申告しております。残り約380件につきましては紙での申告と認識しております。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

今回、国勢調査が行われましたけれども、この国勢調査につきましては電子署名の業務に分類されるのかどうかお尋ねしたいというふうに思います。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

今年の10月1日を基準日として実施されました国勢調査がこの電子申告に分類されるのかということですが、当然電子申請もできましたので、そのように分類されるものでございます。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

電子署名が活用できる町民というのは限られてるかなというふうに思っております。今後これによる業務も増加してくるのではないかと予想されます。環境整備と同時に振興を進めていく必要があるかと思っておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

窓口の担当課長として答弁をさせていただきます。

電子署名とか電子認証の基盤を用いた行政サービスでございますけれども、議員さん御案内のとおりマイナンバーカードが必要になります。このほかにオンラインで申請をするとなりますとパソコンやインターネットの環境、それにマイナンバーカードを読み込むためのカードリーダーなども設備として必要になってきます。そういった環境から考えますと、なかなかまだ太良町の町民皆さんがあまり気軽に利用できる環境は整っている状況にはないというふうに認識しているところでございます。



また、同時に役場のほうも、電子申請で受付をしてもその申請をどうやって住民さんにお返しするのかという問題があります。電子で受けて電子で返せばそれは一番手っ取り早くて便利なんですけれども、例えば私たちが業務として受け持っている諸証明とか住民票、そういったことも電子でお返ししても、受け取った住民さんはそれをどう使うかと、使い道がないと。銀行とか車を買うときとか権利とかいろんな証明とか必要になりますけれども、結局は紙で受け取らなくては、その書類は自分が必要なところに提出することができないという状況でございますので、なかなかここら辺、住民さんと役場だけが電子を進めても周りの社会基盤が整っていかないとなかなか便利にはならないというふうに思っているところでございます。そういったことから、町長の答弁にありましたように、国の指導に基づいて進めていくことが一番いいのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

電子署名の活用を推進していくためには、やはりマイナンバーカードが必要だということですが、このマイナンバーカードの取得率というか、町内のですね、どれくらいぐらいになってるのかお尋ねしたいというふうに思いますけれども。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

12月1日現在の数字でございますけれども、太良町全体で約8,600人ほどの住民さんの中で1,329人が申請済みという数字を確認をいたしております。率でいきますと15%ちょいということでございます。まだまだこれからということでございます。

**○6番（竹下泰信君）**

国としてもこのマイナンバーカードの普及については促進している状況ですので、ぜひ今後も続けていってもらいたいというふうに思います。

今回、現在書面、押印、対面で行っている行政手続について内閣府が示した主な見直しの取組については、社会保障とか労働関係、健康保険とか雇用保険とか労働基準とか、それとか補助金の申請、交付、変更申請、それと地方公共団体の手続等となっています。今後の取組については、具体的な方向づけはできていないとのことですが、本町の規則や条例、あるいはそういう規則等の変更、改正が伴ってくるというふうに思いますけれども、今後のスケジュールについてどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

町長の答弁のとおりでございますけれども、国からマニュアルということで配布をされるということでもありますので、町民負担の軽減と行政サービスの利便性向上に向けて、まずは廃止のできる文書の洗い出しということで進めていきたいと考えております。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

具体的なやり方はどういうところを考慮されるのか、方法とか手法についてはどのようなことを考慮されるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

押印を求めている条例、規則、要綱等々ありますので、それらの洗い出し、その後、様式の当然一部改正ということで公布を行って、施行日から押印の廃止をできるものから廃止していくという、そういう流れになると思います。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

今回の見直しについては、町民の利便性、本町の行政の改革、あるいは事務の簡素化などを進める上では非常に欠かせない見直しの機会でもあるというふうに考えております。後世に残るような大胆で思い切った見直しを早急に積極的に進めるよう求めまして、次の質問に移っていききたいというふうに思います。

2点目の質問につきましては、職員の倫理、服務規程の遵守について質問いたします。

昨日、田川議員からも同様な質問がありましたので、できるだけ重複しないよう質問をしたいというふうに思いますけれども、重複するところもあるかもしれませんのでよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、質問に入りますけれども、皆さん御存じのように去る11月16日、虚偽有印公文書作成・同行使の疑いで建設課長が逮捕されたところでございます。一昨日、12月7日に起訴されたとの報道があったところでございます。寝耳に水の話で大変驚き、信じられない状況でありまして、大変残念な事態だなというふうに思っております。このことについては、本町のホームページにおいても容疑の概要と今後について掲載されていたところですが、町民の皆さんも高い関心を持っておりまして、早期に真実が明らかにされることを期待されているところでございます。

このようなことから、次のとおり3点について質問をいたします。

1点目が、佐賀県警の事情聴取が始まった7月下旬からこれまでの経過について。

2点目が、随意契約と入札の違いの規定はどうなっているのか。

3点目が、これまで職員の倫理規程、服務規程の遵守についてどのように周知徹底されていたのか。

以上、3点について質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

次に、2点目の職員の倫理、服務規程の遵守についてお答えいたします。

1 番目の事情聴取が始まった7月下旬からの経過につきましては、田川議員の質問にお答えしたとおり、捜査中でありますので答弁を控えさせていただきます。

次に、2番目の随意契約と入札の違いの規定についてであります。根拠法令として地方自治法及び地方自治法施行令があります。地方自治法には契約締結に係る競争入札等の基本的な入札方法が掲げられており、指名競争入札、随意契約等については政令に定める場合に該当するときに限りこれによることができるとされております。また、これを受けた施行令では、指名競争入札、随意契約などそれぞれに実施可能な場合の具体的な項目が示されており、随意契約ができる項目の一つに普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとされていることから、この規定に基づき太良町財務規則において入札に係る手続等のほか随意契約に係る上限額を定めております。

3番目の職員の倫理規程、服務規程の遵守についてであります。田川議員の答弁で申し上げましたが、太良町職員倫理規程の再度の周知徹底を行い、職員の倫理行動基準に基づいた意識づけや行動について再確認を促しておるところでございます。

以上でございます。

#### ○6番（竹下泰信君）

それでは、具体的な質問を行いたいというふうに思います。

本町のホームページに掲載されている容疑の概要によりますと、昨年5月24日から8月30日まで鹿島市の木材業者と約240万円の随意契約をした町道の立木などの伐採委託契約に関して、昨年12月上旬、契約期間を今年の2月下旬まで延長する起案文書を不正に作成したことなどの疑いで、虚偽有印公文書作成・同行使で建設課長が逮捕ということになってます。

新聞報道によりますと、工期延長の理由として、男性が負傷したことと町が別の工事を発注したことが報道されています。町が別の工事を発注した事実があるのかどうか伺いたいというふうに思います。

#### ○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

書類が押収されております関係で確認できません。

以上です。

#### ○6番（竹下泰信君）

同じ新聞報道ですけれども、今年2月まで延長させる文書を起案、事情を知らない別の職員に押印をさせ、不正に作成、行使した疑いと報道されています。これについても、このような事実が確認されているのかどうか伺いたいというふうに思います。

#### ○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

確認する書類が押収されておりますので確認できません。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

鹿島市の木材業者と約240万円の随意契約をしたとのことですが、この伐採委託契約件数というのは1件だったのか、1件の240万円だったのかどうか伺いたと思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

1件の契約と認識しております。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

随意契約の場合につきましては、通常2人以上の者から見積書を徴するというになっておりますけれども、今回見積書の内容はどうなっていたのか伺いたというふうに思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

書類が確認できませんのでお答えできません。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

それでは、工事の延長ですが、工事の延長については実際にどれくらい期間が延長されたのか、今年の2月までということになってますけれども、2月まで延長されたのかどうかお尋ねしたいというふうに思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

報道では2月末ということがございますけれども、正式な日までは書類の確認ができませんのでお答えできません。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

太良町の文書事務取扱規程というのがありますけれども、これについて伺いたというふうに思いますけれども、今回の公文書につきましてはこの規程によって管理されているという理解でいいのかどうかお尋ねしたいというふうに思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

議員お見込みのとおりであります。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

この規程の第4条に課長の責務についての記述があります。その内容につきましては、課長は常にその課における文書事務取扱原則に従って行われるよう努めることになっています。また、第5条には、文書事務取扱責任区分があって、特別な定めがある場合を除き起案、合議、決裁、保存、廃棄など10項目については主管課の責任区分ということになっています。このようなことから、今回の案件は課長の裁量の範疇ではないかというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

議員御案内のとおり課長が判断したのではと思っております。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

同じく、第7条に閲覧の記述というのがあります。文書につきましては、職員以外の者に謄写もしくは閲覧をさせ、またはその写しを与えてはならないということになってます。ただし、主管課長の許可を得たときはその限りではないということになってますけれども、今回の案件で閲覧の事実や課長の許可を得た事実はあるのかどうか伺いたいと思います。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

申し訳ございません、分かりません。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

文書の管理というのはやっぱり必要だというふうに思ってます。それについての責任については課長にあるというふうに思いますけれども、文書の管理をきちんとしとったら、決裁も含めてですけれども、文書の管理について再検討を行う必要があるんじゃないかなろうかと、今回の案件を受けて文書管理の再検討を行う必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

改めまして文書事務取扱規程というものを全職員で情報共有し、改善に向けた項目があれば当然改善する用意があるということでございます。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

今回の起案文書については、町長や副町長まで決裁が回ったということが報道されております。そのような事実があったのかどうか伺いたいというふうに思います。

**○副町長（毎原哲也君）**

お答えします。

その文書を決裁したということはあったと思っておりますけれども、内容については記憶にないということでございます。

**○町長（永淵孝幸君）**

文書は以前調べたことがありますけれども、決裁文書は約1,000件ほど月に回ってまいります。ですから、その内容について不審な点を自分が見たら聞く場合もあります。しかし、私は全職員を信頼してないと仕事ができないわけです。職員を疑ってはできません。ですから、職員から起案とか回ってきた段階で何か不明な点があった場合は聞きますけれども、ほぼ職員を信頼した上で仕事をしているということです。ですから、今回の案件についても、私が一番信頼し、頼りにしていた職員ですよ。ですから、そりゃ押印したことは事実だと思います、押印してると思いますよ。しかし、その内容について一つ一つ覚えてません。そういったことで、一応押印はしたということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

それでは、押印の際、疑問に感じたこととか不可解な点はなかったという理解でよろしいんですかね。

**○町長（永淵孝幸君）**

はい。なかったから聞かないで印鑑を押してると、このように思います。今こういう事件になったからいろいろありますけれども、こういうことになると初めから分かっておればもっとチェックをしますよ。しかし、まさかこういうことになろうとは思ってませんし、先ほどから申し上げておりますように、優秀な職員で一番信頼してる職員なんですよ。ですから、職員を信頼しないとできない仕事ですので、そういう内容についていろいろとにかく詳しく追及するということはございません。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

太良町の財務規則において随意契約に係る上限額を定めているということですが、この上限額につきましては財務規則の93条の2の金額でいいのかどうかお尋ねしたいというふうに思います。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

御案内のとおり、この上限額につきましては太良町財務規則第93条の2に規定されているものでございます。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

93条の2につきましては、工事または製造の請負が130万円、財産の買入れとかが80万円、ずっとあります。それ以外は50万円ということになってますけれども、今回の案件で随意契約となっておりますけれども、このどこに該当するのをお尋ねしたいというふうに思います。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

先ほど申し上げました93条の2ですね、これにつきましてはこの随意契約の中のできる1つの項目としてこの金額の設定というものがございます。この随意契約の中のできるものというのが地方自治法第234条第1項のところで大きな定めがございまして、それを受けた施行令の中に具体的な項目として第1号から第9号まで掲げられてるところでございます。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

今回の契約された工事の内容ですけれども、この93条の2でいう工事または製造の請負ということに該当するのかどうかをお尋ねしたいというふうに思います。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、この随意契約につきましてはこの金額の設定のほかに、条文は長くなりますので簡単に申し上げますけれども、その性質または目的が競争入札に適さない契約、あるいは福祉施設等の増進といった一定の政策目的のための契約、それから新規事業分野の事業者からの新商品の購入等の契約、さらに緊急の必要による契約、競争入札に付することが不利な契約、時価に対して著しく有利な価格での契約、競争入札に付し、入札者または落札者がいない場合の契約、落札者が契約を締結しない場合の契約と、これだけの9つの規定がございますので、この中での該当項目でなかったかというふうに思います。必ずしも先ほど案内の金額に定まったものではございません。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

ちょっとよく分からんのですが、さっき1号から9号まで言われたんですけども、今回の随意契約についてはどれに該当するのをお尋ねしたいというふうに思います。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

ただいま書類が押収されておりますので確認できません。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

そしたら、93条の2になっている工事または製造の請負が130万円が限度額ということじゃなくて、もっと随意契約の限度額というのは大きくなるということによろしいんですかね。

**○財政課長（西村正史君）**

金額につきましては、先ほどから申し上げたとおりに地方自治法施行令第1号がこの金額の定めでございます。この金額の定めがそのまま太良町の財務規則といったところの中に金額の定めがあるということで、この増減につきましては太良町財務規則に従っていくというところでございます。したがって、先ほど9つの例を挙げましたけれども、この少額の契約以外にもそれぞれのいろいろな契約の方法があるということでございます。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

私が質問したいのは、随意契約の上限額というのがあると思いますけれども、その上限額が幾らになっているかというのをお尋ねしたいんですけど。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

先ほども案内がございましたけれども、財務規則に定める上限額といたしまして、工事または製造の請負が130万円、財産の買入れが80万円、物件の借入れが40万円、財産の売払いが30万円、物件の貸付けが30万円、これに掲げるもの以外のものが50万円といったところになっております。これが地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号に該当するものでございます。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

それ以外もあるということですかね。それ以外もあるということですか。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

先ほど申し上げました1号から9号まででございます。この9号の中の、何遍も言いますが、1号がその少額の契約ということで金額の定めがあるというところでございます。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

例えば工事または製造の請負については130万円ということになってますけれども、この単位ですたいね。いろんな工事があるというふうに思いますけれども、この単位というのはどうなってるんですかね。

**○財政課長（西村正史君）**

1つの工事に対しての上限額というふうになっております。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

ちょっとよく分からんですけども、次の質問に移ります。



県警の事情聴取が始まったのが7月の下旬、今回逮捕されたのが11月16日ということで、3か月以上がたっているところでございます。この間、執行部としてこの案件についてどのように対処してこられたのか伺いたいというふうに思います。

**○町長（永淵孝幸君）**

私を含めて平成28年からの契約案件を調べられております。職員にしても約20名以上の職員が取調べを受けたと。そういった中で、今警察の捜査には全面的に対応して協力をしてきております。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

職員の倫理規程というのが昨年の9月に施行されておまして、この事件の時期と重なっております。この規程について職員への周知等についてはどのようにされてきたのかを伺いたいというふうに思います。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

御存じのとおり元年9月に施行をしておりますが、課長会議で案内をして、それを職員に回覧、情報共有を行っております。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

職員の倫理規程では倫理監督職員が設けられておまして、総務課長がこれに当たるということになってます。倫理監督職員については、自分が判断できない場合についてはこの倫理監督職員に相談するということになっております。この件について、当該課長やほかの職員から相談等があったのかどうかお尋ねしたいというふうに思います。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

今のところ、過去も含めてですが、相談はあっておりません。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

倫理規程によりますと、職員は町民全体の奉仕者でありまして、一部の町民に対してのみの奉仕者ではないことを自覚することということになってます。町民の疑惑及び不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する町民の信頼を確保することが明記されているところでございます。田川議員からも今後の対応について質問がありましたけれども、あえて今後の対応について御質問をしたいというふうに思います。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

田川議員にも答弁いたしましたけれども、職務の執行の公正さや町民の疑惑を招くような行為の防止を図るべく、全職員で職員倫理規程に係る倫理行動基準及び禁止行為を各項目についてチェックをするなどして業務に対する振り返り、これを徹底してやるほかないというふうに思っておりますので、今後とも徹底してまいります。

以上です。

**○町長（永淵孝幸君）**

まず、職員の指導ですけれども、今回の案件を受け、職員も法令とか条例、規則、要綱、こういったのを守るのは当然ですけれども、あまりにもこれにこだわり過ぎて、町民さんからの相談についても、もう自分の保身のためにそれはできませんよとか、そういった冷たい対応になるんじゃないかということを私は大分心配してるんですよ。ですから、私は、町民さんの声にはまず耳を傾けてよく聞いてくれという話もふだんからしております。しかし、法に触れるようなことがあれば、それはやはりできないと、もう言わざるを得ないと。何らか優遇してやってということも、こういうことがあれば職員にもそういったことをできるだけ町民さんの立場に、目線に立ってというふうなことも言えません。ですから、私が言いたいのは、まず町に対する不満、不信があれば問合せをしていただきたいというふうなことを思っております。ですから、今後はそういったことで法令遵守をするような指導を徹底していきたいと思っております。冷たい役場になるかも分かりません。これはもうやむを得ないことですので、そういった指導をやっていきたいと思っておりますので。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

ぜひ再発防止に向けた取組をお願いしたいというふうに思います。

物事を統治するに当たっては、説明責任、情報公開、透明性が欠かせないと言われていたところがございます。この件についても同様のことが言えるのではないかというふうに思っております。早期に事実が明らかにされることを願ひまして、一般質問を終わりたいと思います。

**○議長（坂口久信君）**

これで5番通告者の質問が終わりました。

質問の途中ですけれども、暫時休憩をいたします。

午前10時17分 休憩

午前10時30分 再開

**○議長（坂口久信君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番通告者、松崎君、質問を許可します。

**○3番（松崎 近君）**

議長のご許可を得ましたので一般質問に入ります。

今年は大雨等の自然災害がありましたけども、直近で本町の管理職員が逮捕されるという不祥事が発生しました。本年はあまり佐賀県にとっても、今日のテレビでもやりましたが、鐘の件でもめとるようですけど、太良町にとっては一大事だと思いますが、早速質問に入らせていただきます。

まず、1番目のタララボの質問についてですけど、あと2か月で、1月で3年目の決算を迎えます。現在どのような状況かということが私自身も知りたいし、町民の皆さんも知りたいんじゃないかというふうに思います。

1番目、開業から投資状況及び無償貸与や補助した電気代等の経費がどのようになっているのか。

2番目、9月の質問で、スタッフもそろったので行政としては応援するという事だったけども、具体的にどういうふうな形で応援がなされ、その成果がどうであったのか。

3番目、販売促進費3,000万円がほかに流用されてないかどうか。設備投資等に使われてないかどうか。

4番目、現在あの前を通っても電気がついてないとか稼働してないような状況です。今後じゃああれをどのように改善するのか、それともどのように町として勧告するのか、この辺について質問したいと思います。

以上です。

#### ○町長（永淵孝幸君）

松崎議員の1点目、タララボについてお答えします。

1番目の開業から今までの投資状況及び無償貸与や補助した電気代等についてであります。タララボ開業から今日に至るまでの本町の支出額については、創業支援金として3,000万円、光熱水費として約284万円、施設維持管理委託料として約259万円、合計で約3,543万円を支出しております。また、調理棚、冷蔵庫、冷凍庫など全16種類、計40台の備品を無償で貸与しております。

次に、2番目の9月議会以降のタララボの取組についてであります。甘酒製造についてはもちろんのことながら、甘酒以外の商品では地産地消推進のための商品開発を念頭に置きながら、竹崎カニを使用したちまきまんじゅう、太良産豚肉を使用した豚まんじゅうやホルモンギョーザなどの商品開発が行われております。また、太良産ミカンを使った甘酒、ジュース、リキュールなどの商品化に向け、各種試作品の製造に取り組んでおられます。

次に、3番目の決算上、販売促進費が設備投資費に使われていないかについてであります。タララボから提出されている決算書ではそのような事実はないことを確認しております。

次に、4番目の今後における改善策の指導についてであります。タララボの運営が軌道に乗らない原因は、最も期待をしていた直売所の開設に遅れを生じていることが一番の原

因だと考えております。行政といたしましては、一日も早く直売所を開設できるよう支援を行い、経営状況の改善を図りながら、本施設の設置目的であります産業振興と町の活性化に資するための施設となるよう指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○3番（松崎 近君）**

全般的に申し上げますと、タララボ以前は特産品振興のために平成23年に、用地は9,600万円、建屋約1億1,600万円、備品等1,000万円で開業し、29年までの5年間で水道光熱費、電気代等2,800万円のコストをかけて事業を展開してましたが、その後事業を撤退したことになります。その後タララボとして平成29年、今町長の説明にもありましたように、創業支援金3,000万円で以前と同様に水道光熱費、電気代等、月間約200万円強を補助しながら約3年間を経過するに至りましたけども、改善の兆しが見えてるのかどうか、営業を継続することが困難な状況ではないのかということで以下の質問をいたします。

決算書、令和2年1月期、このときに前年度3,000万円の前受金に計上されてるものがなくなって、代表者勘定の借入れ653万1,000円、長期借入金1,000万円、これは誰からの代表者勘定になってるのかということと、長期借入金はどこから借りてるのかということを確認いたします。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

令和2年1月31日までの第2期決算書であります代表者勘定でありますけど、こちらについてはタララボの代表者である松浦氏の資金と認識しております。

それと、長期借入金、1,000万円の借入金ですけど、どこの銀行からということまではお聞きしておりませんが、金融機関からの借入金となっております。

以上でございます。

**○3番（松崎 近君）**

代表者勘定の借入れということは、令和2年1月期の経費の中身を見ますと180万円ぐらいしか上がってないんですよ。これは、月間15万円ぐらいですから1人分ですよ。代表者が給料の分をもらわなくて代表者勘定という貸付けみたいな形に振り替わってるんじゃないかと思われるんですけど、その辺についてはどうですか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

この決算書について提出を義務としてお願いしているところでございますけど、具体的な中身についてはヒアリングができてないところでございまして、お答えすることができません。

以上でございます。

**○3番（松崎 近君）**

そうしますと、決算内容は分からずにどういうふうに指導できるのかというのが第1点。長期借入金1,000万円ですけども、単純にいつて流動資産と固定資産の増減から見ても、金は余ってるはずなんですよ。それで、3,000万円に対する税金は圧縮記帳をやってますので、税金は延べ払いの形になってるはずなんです。その辺は、財政課長、相談ありましたか。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

私のほうには何もございません。

以上でございます。

**○3番（松崎 近君）**

そうしますと、これただ単に3,000万円金出して黙って見てたということになりますね。それで、もしも事業をやめるときには何も返ってこない。通常は、提携するときには年間それぞれに事業計画に基づいて販促費を融通するというふうな形にしとけば、その時点で、今さら言えませんが、全部は一度に出金することはなかったはずなんです。だから、気前いいって言うか、もう少しちゃんとしたコンサルタントといいませんけども、監査でもなかなか連結じゃないでしょうからできないですし、3,000万円のうち少なくとも帳簿閲覧請求権ができる、今多分3%だったと思いますけども、以前10%だったとも。そういうのは販促費の中のあれで資本金に出資するというふうな形の指導の在り方が必要じゃないかと思われまます。損益でいくと、一般管理費で760万円ほどの経費が出てて、そこまでの経費は740万円のマイナスで初年度は終わってるわけです。ただし、これ目を疑いますけど、売上高は、年間ですよ、51万9,000円、50万円ぐらいなんですよ。50万円というと月4万円強ですよ。どれくらい売ってたのか、何を売ってたのかは分かりませんが、それで700万円、月に約60万円強経費をかけてる。だから、その辺のあれまで含めて、損益だけでも今後指導して、次の1月の決算でどういうふうにするのか町としてもやはり考えなきゃいかんのではないのか。ただし、この決算書からいくと、町に戻ってくる金は一切ないような気がいたします。月4万円、5万円の売上げだったら販売と言えないですよ、どんなあれでも。そういうことを誰も知らないんですよ。私も1年前にこういう立場になって、初めて聞いたりなんかできるようになったから今聞いているんですけど。太良町の商工会でもマーケティングとか何か教育はやってます。だけど、全体のマネジメント、経営という観点からすると何もできてない。一担当者だけで駄目だったら、財務とか税務とかそれぞれの専門家がいらっしゃるはずですから、そういう形に相談しながらでもちゃんとした説明ができるようにするべきじゃないかと思ひます。

長々と言ひますが、提案ですけど、この件については特別協議会を立ち上げて、毎月か2か月かに1回か協議しながら、今後ここのタララボをどうするのか早急に決論めいたことを行ふべきじゃないかと思ひます。もう決算についてはとんでもないことですから、一応聞

けるならば長期借入金は誰からなのか、それは確認しておいてください。

以上です。

続いて2番目、虚偽有印公文書事件についてなんですが、項目としては、課長逮捕となった今回の事件について、随意契約は今現状どれくらいあるのか、今後どのようにするかについては町長からる説明を今後きちんとやっていくということはおっしゃってましたけども、どれくらいあって、今後どういうふうにするのか。

樹木の伐採の今回の事件に関する契約書の写し及び関連資料については、資料がないということでしたのでそれはやめますけど、3番目の今回の直近の管理職が逮捕されたということで、定年間近のあれをこういうふうに登用しますと問題が起きたときに組織としても困ると思うんです。ですから、役職定年制を考えてみたらどうかと、どういうふうになってるのかと。

4番目で、随意契約については、先ほど竹下さんの質問にもありましたように、93条の2項の解釈あれがちょっと分かりづらいので、また改めて聞きたいと思います。

以上です。

#### ○町長（永淵孝幸君）

松崎議員の2点目、虚偽有印公文書事件についてお答えします。

1番目の現状随意契約の件数と今後についてであります。12月1日現在で工事請負費と委託料の予算執行に係る随意契約の実績について各係ごとに調査を行い、合計238件、実績額4億2,271万3,038円、未執行35件、額にして2億7,718万1,570円となっております。今後とも規定に基づき、適正に執行してまいります。

2番目の契約書の写し及び関連資料についてであります。捜査に伴う押収品として佐賀県警察本部に保管されております。

3番目の役職定年制の導入の検討についてであります。国家公務員法等の一部を改正する法律案が検討されており、この中で65歳定年の段階的引上げと併せて役職定年制の導入が予定されておりますので、本町としては国家公務員法改正がいつになるか注視しているところでもあります。

次に、4番目の随意契約の規定についてであります。竹下議員の質問にお答えしましたとおり、根拠法令としては地方自治法及び地方自治法施行令及びこれらに基づく太良町財務規則の規定があります。

以上でございます。

#### ○3番（松崎 近君）

それでは、具体的に少しお聞きしたいと思います。

本町は、田川さんと竹下さんが御質問なされたとおり、7月下旬に県警の事情聴取で予算書、パソコンを提出をしてるんですが、8月、9月の議会全員協議会で何ら説明はありませ

んでした。そういうふうな疑いはあるとかない以前の問題で、提出したことについての説明もなし。この件について議会運営委員なのか、議員の誰かに説明ないしは知らせられたのかどうかお聞きします。

**○町長（永淵孝幸君）**

お答えします。

7月の、日にちをはっきり言いますけども、24日から県警本部が見えました。その後まだ随意契約の件を聞かれておりました。何も分からない中で議会の皆様方に説明するあれもなかったもんですから、全部の議員さんに全協という形はいたしておりません。しかし、議会運営委員会の中では、少しだけこういう調査が入っておるとのことだけは報告をさせていただきました。

以上です。

**○3番（松崎 近君）**

そうすると、議会運営委員だけには簡単な報告はされてるということですね。

では、この虚偽有印公文書作成に関し、いつ誰が、恐らく被害届を出してると思うんですよ。町長名で出してられるんですか。

**○町長（永淵孝幸君）**

そこについては分かりません。私は当時災害があつておりその対応で、その課長も一生懸命対応をしようとしたわけですよ。ですので、私も逆に県警のほうに誰からのお話ですかということふうなことを聞きましたところ、申し上げることはできないと、そのときはそういうことでしたので分かりません。

以上です。

**○3番（松崎 近君）**

では、ちょっと観点を変えて、被告人についてのあれですけども、田崎被告は2018年4月、資料として頂いてんのは、初めて管理職、つまり環境水道課長に昇進し、それで1年で建設課長へ異動してる。このとき同氏は58歳、定年まであと2年です。本町では、定年までの期間がこのように短いのにそういった人事異動が行われるのか。私も過去サラリーマンのときに人事関係をやった記憶がありますけども、まず通常ですとあまりこういう異動はやりませんね、2年かそこらぐらいでもう定年になるような場合は、その前に役職定年で肩たたきに遭うかもしれませんけど。こういう過去係長として実務経験があつたにしても、第三者から見ると、これはちょっとうがった見方ですけど、何か意図があつたのかと疑われるおそれも多分にあると思います。

12月5日付の新聞では町長は一番頼りにしていたと述べられてますが、現在の心境はどのような状況ですか。こういうことはあまり聞きたくないんですけど、流れとして聞かなきゃいけないもので御了承ください。

**○町長（永淵孝幸君）**

まず、異動の件ですけれども、我々も人事異動をするときは適材適所をまず基本に置いております。それで、この課長も過去にもいろいろな建設課あたりもおって業務をこなしておりますし、そのときも誠実にやっていただいたというふうなことで建設課長に指名したわけですよ。それで、何でもかと言われれば、私も一番、いつも言っておりますけど、信頼して頼りにして、彼に任せとれば間違いないというふうなことで建設課長にしたわけですよ。ですから、1年だろうが2年だろうが、民間のことはどうか分かりませんが、行政ではそういったことはあります。ですから、今も私は彼を信じておりますし、信頼してもおります。そういった心境です。

以上です。

**○3番（松崎 近君）**

町長の気持ちはそういうふうなあれかもしれませんが、現実には被告は逮捕されて、それで送検されてるわけですよ。そうすると、通常組織でいうと人事異動、例えば総務づきだとか、そういうふうな形の異動が組織としては実際行われるんじゃないかと思うんですけども、それさえもされてない。疑問に思うのは、言いづらいですけど、直近の課題として、明日ですか、賞与の支給は。分かりませんが、賞与の支給はどうするのか。それと、被告の待遇は欠勤扱いなのか有給処理なのか、その辺についていかがですか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

まず、最後の現在の休暇ですけども、欠勤扱いでございます。

それと、賞与については、12月1日現在基準日でございますので、その折の日数の計算がございまして、幾らかの減額が入ってくるかなと思っております。

以上です。

**○3番（松崎 近君）**

では、少し飛躍しますが、先ほどもちょっと言いましたけど、管理職が逮捕されるということは、段階的に民間だけじゃなくて役職定年制を設けてスムーズに引継ぎをする。これは、特に民間でいえば外資系、公務員でいえば霞ヶ関はほとんどそうですよね。1人しかいなくなっちゃうような感じでしょう。だから、その辺のあれを全体で考えなきゃいけないんでしょうけども、どのようにその辺は考えていらっしゃいますか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

町長答弁でも申しましたとおり、まずは国家公務員法の法律案、それが地方公務員法に波及してくるということで、まず法案の通過を注視してるところでありまして、ちなみに法でうたっているところの役職定年制でございますけれども、公務員の場合は60歳の誕生日から同



日以後の最初の4月1日までの間に管理監督職以外の官職を異動させるということで、民間とはシステムがちょっと変わってございまして、60の誕生日をもって管理監督職を外れるという、そういう制度づけになってございます。

以上です。

### ○3番（松崎 近君）

続いて、随意契約について改めてお聞きします。

2016年より本町の伐採の価格が他社が高かったんで、今のF社なのかN社なのか分かりませんが変更したと。2016年が5件で187万円、単純に1件当たり37万4,000円ぐらい、2017年が3件で100万円、1件当たり33万3,000円、18年6件で820万円、1件当たり136万7,000円、2019年に至っては9件で1,364万円、1件当たり151万6,000円、今年度7月までが4件で588万円、1件147万円と推移してます。場所だとかいろんな業務の内容等について条件は違うと思いますが、16年、17年に比べ1件当たり4倍ぐらいに増加してるわけです。それでも入札しなかったという理由はどこにあるのか。それとも、これも信頼してたからということになるんでしょうか。

### ○町長（永淵孝幸君）

お答えします。

まず、この業者と契約してたのは安くて仕事もきれいだったというふうなことで2016年から、平成28年ですね、それからずっと来てたというふうなことでございます。そして、多くなってきたのは、今までは各地区で愛路日などと称して、地元でいろいろなそういったちょっとした立木とかはやっていたいておりました。しかし、事故が2件発生しております。けがぐらいだったからというのは失礼ですけれども、これでもしも不幸ごとでもなれば大変だというふうなことで、各区長さん方にも、危険なところはもう地元でなくていいですから町に要望書をお願いしてくださいというふうなことでできております。地元も高齢化されて、そういった危険な仕事を町の愛路日というふうなことで称してお願いするのはいかがなものかというふうなことで、要望書が増えてきたと。ですから、そういったことで少しでも地元要望に答えていこうというふうなことで、そういう支障木伐採業務が増えてきたというふうなことでございます。

以上でございます。

### ○3番（松崎 近君）

その後11月25日付の新聞によれば、2019年11月までに田崎被告は業者F氏へ自分の山林390平米とありますけど、ある人に言わせれば1町といううわさもあります。それを100万円とテーブル2台で売却したというふうになってます。ですから、私的取引で契約延長の見返りではないと、本人は当事者ですから。副町長へも現金をもらっていないというふうに答えたということを説明を受けてます。しかし、客観的に見ると、この直近でこういう取引をお

互いにやるということは、会社法上の自己取引に類するように見えるわけですね。優位的立場の人間が取引継続中の相手先と売却または条件変更等の交渉を、本来倫理上もやっちゃいけないんじゃないかというふうに思われるわけです。もし、自己取引ということであれば、民間では取締役会の決議事項になります。それと、一般に売買の場合、現金が主でありますけどもテーブルが2台追加とは、ちょっとこの辺が私も疑問に思います。

それで、質問ですけども、この場合に山林の固定資産の移動は行われてるはずなんです。そうすると、それがいつ登記されてるのか、いつ付なのか、担当のセクションの方お分かりになりますか。

○税務課長（安西 勉君）

把握しておりません。

○3番（松崎 近君）

把握してないって、19年の実際にあったことを把握してないということですか。

○議長（坂口久信君）

松崎君、座って。

○3番（松崎 近君）

はい。

○町長（永淵孝幸君）

山の売買は今回の案件と私関係ないと思うんですよ。議員はそういう不信を持たれているかも分かりません。しかし、今回のこの支障木伐採の件と、山は対個人で売買したり、お互いに決めて売り買いされると思いますので、そこについて価格が幾らであったからこうだったからとって、我々のほうでお答えすることもできませんし、そこについては御理解をしていただきたいと思えます。

以上です。

○3番（松崎 近君）

ですから、私自身が自己取引に該当するんじゃないかということでお聞きしたわけです。それであるならば、これは後日、固定資産の移動、税務申告書で土地の売買については確定申告で土地については別途出さなきゃいけないはずですから、その辺のあれは後で改めて書面にて聞きたいと思えます。

続いて、随意契約に関しては、先ほど竹下さんのあれにありましたように、財務規則第93条2項の考え方というか解釈の仕方なんですけど、私個人の見方でいえば工事は130万円以下であるべきだと思いますけど、1項から9項までの云々を財政課長は説明されました。実際にこれがどういうことなのかというのは私自身も明確にできませんけども、94条では町長は予定価格調書の作成を省略できる規定があるわけです。ですから、19年にどのような手続で契約されたか、またこのときのほかにも手続等であったのかというのは、先ほど回答に

もありましたように資料が押収されてますので回答は要求しません。しかし、今後さらにまだ警察は調査を継続してるみたいで、県警2課で。2課は、御存じのように選挙、贈賄それから詐欺、知能犯の所管ですけども、こういう違反が出ることによって太良町の信用力は今テレビ、新聞等でがた落ちになってると思います。隣の市の間人からも、どうしてるのかと、心配半分、冷やかし半分の電話やあれが来ますけども、この辺については明確にどういうふうになったか、今後やるのかということを決定していかなきゃいけないと思います。しかし、一方で詳細は不明ですけども、一部の人が嘆願書を出すために捺印等で勧誘するような動きがあります。その嘆願書の中身については、私も見てないから分かりませんが、町長のほうに嘆願書を提出されたことはありますか、この件に関して。

**○町長（永淵孝幸君）**

私のところには嘆願書は来ておりません。

以上です。

**○3番（松崎 近君）**

そうであるならば、まだ捺印というか勧誘中なのかもしれませんが、中身によってはどういうふうなのか、問題にならなければなというふうに思います。一部のマスコミに漏れた場合には笑われますから、中身によっては。しかし、これを機会にコンプライアンスという問題を遵守することが重要でありますから、いま一度真剣に考える必要があるんじゃないかと思います。

ほかにも聞きたいものはありますけども、書類がない、回答がない、回答できないような問題ばかりですので、これをもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（坂口久信君）**

これで6番通告者の質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。

午前11時12分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 川 下 武 則

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 山 口 一 生